

に次のように加える。

- (ハ) 法第十四条の六第二項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出の受理  
 (ニ) 法第十四条の八第一項の規定による温泉の採取の事業の廃止の届出の受理

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第八十五第二十五号の改正規定 平成二十年八月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十年十月一日

(温泉法の一部改正に伴う経過措置)

2 温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十一号)附則第五条の規定が適用される間におけるこの条例による改正後の市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第八十五第二十五号の規定の適用については、同号(ニ)中「受理」とあるのは、「受理及び条例附則第二項において準用する同条の規定による温泉のゆう出路のしゅんせつの届出の受理」とする。

(準備行為)

3 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第十三条第一項の經由事務となる事務に係る同条第二項の規定による協議及び同条第三項において準用する同条例第十二条第四項の規定による告示その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

秋田県条例第四十号

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第十一号中「平成十一年厚生省令第三十六号」の下に「。以下「省令」という。」を加え、同表第十二号中「介護保険法施行規則」を「省令」に改め、同表第十五号を次のように改める。

十五 法第百十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査

(一) 訪問介護又は介護予防訪問介護に係るもの

二万四千四百円

(二) 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護に係るもの	二万九千三百円
(三) 訪問看護又は介護予防訪問看護に係るもの	二万七千六百円
(四) 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションに係るもの	二万四千二百円
(五) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係るもの	二万九千二百円
(六) 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションに係るもの	三万五千元
(七) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係るもの	四万二百円
(八) 短期入所療養介護(介護老人保健施設で行うものに限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設で行うものに限る。 )に係るもの	三万六千円
(九) 短期入所療養介護(省令第十四条第二号又は第三号で定める施設で行うものに限る。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(省令第二十二條の十四第二号又は第三号で定める施設で行うものに限る。 )に係るもの	三万七千二百円
(十) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係るもの	四万六千六百円
(十一) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売に係るもの	三万三千八百円
(十二) 居宅介護支援に係るもの	二万七千七百円

別表第十六号中「一万三千九百円」を「一万円」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考

一 一回の介護サービス情報の調査が第十五号に掲げる一の介護サービスに係るものであるとき、又は当該調査が法若しくは次に掲げる厚生労働省令に規定する同一の人員により行われる同号(一)から(五)までの区分のいずれか一の区分に掲げる二以上の介護サービスに係るものであるときは、一件とする。

- (一) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）
- (二) 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）
- (三) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）
- (四) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）
- 二 第十六号に掲げる介護サービス情報の公表は、第十五号に掲げる介護サービス情報の調査一件につき一件とする。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第四十一号

秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表三十一の項中「第百五十九条の十一第一項」の下に「又は動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）第百十五条の十二第一項」を加え、同表三十二の項中「第百五十九条の十二第一項」の下に「又は動物用医薬品等取締規則第百十五条の十三第一項」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第四十二号

秋田県歯科技工士試験委員に関する条例を廃止する等の条例

（秋田県歯科技工士試験委員に関する条例の廃止）

第一条 秋田県歯科技工士試験委員に関する条例（昭和五十七年秋田県条例第四十六号）は、廃止する。

（秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正）

第二条 秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(歯科技工士法関係手数料)

第八条 県は、歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十六条及び歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二條第一項の規定に基づく歯科技工士試験合格証明書の交付の申請をする者から、一件につき三千円の手数料を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表中「歯科技工士試験委員」を削る。

#### 秋田県条例第四十三号

秋田県環境と文化のむら条例の一部を改正する条例

秋田県環境と文化のむら条例(平成七年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(行為の禁止)」を付し、同条ただし書中「知事が別に定める植物の採取又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第六号中「(拡声器を除く。)」を削り、同号を同条第八号とし、同条中第五号を削り、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号中「火入れ又は炊事棟」を「知事が指定した場所」に、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 知事が指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。

第二条第一号の次に次の二号を加える。

二 木竹を伐採し、又は知事が別に定める植物を採取すること。

三 土地の形質を変更すること。

第三条に見出しとして「(行為の許可)」を付し、同条第一項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を削り、第八号を第三号とする。

第四条第一項第三号を削る。

第六条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第六条 環境と文化のむらの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。  
本則に次の三条を加える。

(指定管理者の業務)

第七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 環境と文化のむらの利用の促進に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、環境と文化のむらの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により環境と文化のむらの管理を指定管理者に行わせる場合における第四条第一項、同条第二項において準用する第三条第三項及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第八条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて環境と文化のむらの管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の前の見出しを削る改正規定及び同条から第四条までの改正規定は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第四十四号

秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例

温泉法施行条例(平成十二年秋田県条例第六十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、温泉の管理及び温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号。以下「法」という。)の規定による土地の掘削の許可等に係る手数料の

徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(温泉のゆう出路のしゅんせつの届出)

第二条 法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可又は法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉のゆう出路をしゅんせつしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第三条 法第十五条第一項の規定による温泉の利用の許可(秋田市の区域に係るものを除く。)を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき。

二 温泉利用施設を廃止し、休止し、又は休止した当該施設を再開したとき。

(手数料)

第四条 県は、法第三条第一項の規定により土地の掘削の許可の申請をする者等から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、別表のとおりとする。

3 手数料は、申請があつたときに徴収する。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、附則第四項から第六項までの規定は、同年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定は、温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十一号)附則第五条の規定により引き続き温泉の採取を業として行う者について準用する。この場合において、第二条中「法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可又は法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者は、当該許可又は確認」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十一号)附則第五条の規定により引き続き温泉の採取を業として行う者は、当該温泉の採取」と読み替えるものとする。

3 第四条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 温泉法の一部を改正する法律附則第六条の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認の申請をする者から、一件につき七千四百円の手数を徴収す

る。

5 前項の手数料は、申請があったときに徴収する。

6 既に徴収した附則第四項の手数料は、還付しない。

別表(第四条関係)

区	分	手数料の額(二件につき)
一 法第三条第一項の規定による土地の掘削の許可の申請		十二万円
二 法第六条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請		七千四百円
三 法第七条第一項の規定による土地の掘削の事業の継続の承認の申請		七千四百円
四 法第七条の二第一項の規定による掘削のための施設の位置等の変更の許可の申請		二万四千円
五 法第十一条第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請		十一万円
六 法第十一条第二項(法第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する法第六条第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請		七千四百円
七 法第十一条第二項(法第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する法第七条第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘の事業の継続の承認の申請		七千四百円
八 法第十一条第二項において準用する法第七条の二第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘のための施設の位置等の変更の許可の申請		二万四千円
九 法第十一条第三項において準用する法第六条第一項の規定による動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請		七千四百円
十 法第十一条第三項において準用する法第七条第一項の規定による動力の装置の事業の継続の承認の申請		七千四百円